

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、公正な事業活動を通して、「社会に貢献し、社会の発展に寄与してこそ本当の事業である」という経営理念の実現を経営の基本方針としております。

この基本方針を堅持しつつ、事業の発展並びに企業価値の向上を図るために、経営全般の効率性とスピードの向上に取り組むとともに、経営の意思決定や執行における適法性・妥当性・透明性を確保した経営管理組織の整備を進め、また、これらを監視・是正していく社内システムの更なる強化に努めております。

具体的には、経営の健全性・透明性の強化を図るため、2010年6月の第61期定時株主総会において当社と利害関係を一切有しない社外監査役を1名、2011年6月の第62期定時株主総会において当社と利害関係を一切有しない社外監査役を更に1名増員して監査役会設置会社とし、取締役の監視・監督機能の強化を進めております。

また、2014年6月の第65期定時株主総会において当社と利害関係を一切有しない社外取締役を1名、2016年6月の第67期定時株主総会において当社と利害関係を一切有しない社外取締役を更に1名増員して、コーポレートガバナンスの更なる強化に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

補充原則1 - 2 - 4「議決権の電子行使を可能とするための環境作りや招集通知の英訳」

当社では、現状の株主の皆様が占める機関投資家や海外投資家の比率等を考慮し、現時点においては、議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳は行っておりません。

今後は、機関投資家や海外投資家の比率等を勘案の上、議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳等を検討してまいります。

補充原則4 - 2 - 1「持続的な成長に向けた健全なインセンティブとしての経営陣の報酬」

当社の取締役の報酬は、現金による月額定額報酬と業績連動報酬を基本としており、自社株報酬制度は採用しておりません。

今後は、当社経営状況、報酬制度の動向、社会的要請などを鑑み、自社株報酬制度の採否について検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

原則1 - 4「政策保有株式」

・政策保有株式に関する方針

当社は、取引先との良好な取引関係を構築し事業の円滑な推進を図る目的のみに限定して、政策保有株式を保有しております。取締役会は毎年、個別の政策保有株式について中長期的な経済合理性等を検証し、継続して保有する必要がないと判断した株式の売却を進めるなど、政策保有株式の縮減に努める方針であります。

・政策保有株式に係る議決権の行使について適切な対応を確保するための基準

当社は、政策保有株式の議決権行使について、当該企業の価値向上につながるか、当社の企業価値を毀損させる可能性がないかという議決権行使基準に基づき個別に精査した上で、議案への賛否を判断しております。

原則1 - 7「関連当事者間の取引」

当社は、原則として、関連当事者取引は行わない方針です。しかし、業務の遂行に必要な経費を補助する等の取引が関連当事者取引等に該当する場合には、取引条件の妥当性、当該取引の合理性(事業上の必要性)等を慎重に審査したうえで、取締役会の承認を得ることとしており、監査役に適時に報告することで取引の適性を確保しております。

また、関連当事者取引を把握する方法として、毎年定期的に役員へ関連当事者との取引に関する調査を実施するほか、関連当事者リストと会計帳簿を照合し関連当事者取引の有無の確認等を行っております。

原則2 - 6「企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮」

当社では確定給付企業年金と確定拠出企業年金を併用で運用しております。

確定給付企業年金に係る積立金の運用が従業員の安定的な資産形成に加えて当社の財政状態にも影響を与えることを踏まえ、企業年金担当部門が運用機関に対するモニタリング等の適切な活動を実施できるよう、必要な経験や資質を備えた人材を配置するとともに、その育成に努めております。また、確定拠出企業年金に係る積立金の運用は従業員自らが行ってありますが、従業員の資産形成に影響を与えること等も踏まえ、確定拠出年金の資産運用に関する従業員教育等に取り組んでいます。

原則3 - 1「情報開示の充実」

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社は、経営理念や経営戦略、中期経営計画について、当社ホームページや決算説明会資料等において開示しております。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社は、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針については、本報告書「1基本的な考え方」に記載しております。

(3) 取締役の報酬を決定するのに当たっての方針と手続きは、本報告書の「 - 1. 機関構成・組織運営等に係る事項 [取締役報酬関係] 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載しております。

(4)取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社は、取締役候補者の指名について、営業・業務・管理部門に精通しその知識・経験・能力を有する者を取締役候補者として、また、経営者として豊富な経験と幅広い見識を有する者を社外取締役候補者として指名することとしております。決定する手続については、取締役会において、各取締役から推薦を受け、取締役候補者を決定しております。取締役の解任については、職務執行における法令・定款違反行為、心身の故障、著しい能力不足、担当部門の業績に対する責任等を勘案のうえ、社外取締役の意見を踏まえ、取締役会で株主総会議案として承認のうえ、株主総会で決議することとしております。

また、監査役候補者の指名について、監査役としての適格性を考慮し、業務執行者からの独立性が確保できるかを勘案して、監査役候補者を指名することとしております。また、少なくとも1名は財務・会計に十分な知見を有する者を指名することとしております。決定する手続については、監査役会における同意を得たうえで、取締役会において、各取締役から推薦を受け、監査役候補者を決定しております。監査役の解任については、職務執行における法令・定款違反行為、心身の故障、著しい能力不足等を勘案のうえ、社外取締役並びに各監査役の意見を踏まえ、取締役会で株主総会議案として承認のうえ、株主総会で決議することとしております。

(5)取締役・監査役候補者の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

当社は、株主総会において取締役・監査役候補者を提案する場合には、招集通知の参考書類において当該候補者の選任理由を開示しております。

補充原則4-1-1「経営陣に対する委任の範囲」

当社では、「取締役会規程」及び「取締役会決議一覧表」を定め、法令において取締役に委任することができない旨定められた事項のほか、経営の基本方針や中期経営計画、年度事業予算などを取締役会において決議すべき事項として定めております。

また、その内容に準拠して「職務権限規程」及び「職務権限一覧表」を定め、会社の業務執行に関する各職位の責任と権限を明確に定めております。

原則4-9「独立社外取締役の独立性判断基準及び資質」

当社の取締役会では、独立社外取締役となる者の独立性については、会社法及び東京証券取引所が規定する独立性に関する基準に基づいて判断しております。

補充原則4-11-1「取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方」

当社の取締役会は、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス・多様性について、営業・業務・管理部門に精通しその知識・経験・能力を有する取締役と経営者として豊富な経験と幅広い見識を有する社外取締役で構成することとしております。

また、取締役会の規模については、定款に11名以内とする旨定めております。

補充原則4-11-2「取締役・監査役の兼任状況」

当社では、取締役・監査役の重要な兼任状況については、株主総会招集通知(事業報告)及び有価証券報告書等において毎年開示しております。

補充原則4-14-2「取締役・監査役に対するトレーニング方針」

当社は、新任取締役及び監査役に対して、当社の事業や組織等の知識の習得を支援するため、事業内容や経営戦略などの説明のほか、物流センター等の事業拠点の見学を実施しております。また、取締役及び監査役に求められる役割と責務(法的責任を含む)その他必要な知識の習得を支援するため、外部教育訓練を斡旋し、その費用を負担しております。

原則5-1「株主との建設的な対話に関する方針」

(1)推進体制

管理本部経営企画課をIR担当部署として、株主等との建設的な対話を促進しております。

(2)関連部署との有機的な連携のための方策

IR担当部署は、重要な社内会議への出席などにより経理部、総務部、業務部、各営業部門等と日常的に情報交換を行い、株主等との建設的な対話を促進するため関連する部署と有機的な連携を図っております。

(3)個別面談以外の株主等との対話手段の充実に係る取組み

アナリスト・機関投資家向け決算説明会やスモールミーティングを定期的に行い、逐次、個人投資家向け会社説明会等を開催し、原則として、代表取締役社長が説明を行うことで株主等との対話手段の充実に取り組んでおります。

(4)効果的なフィードバックのための方策

IR担当部署は、株主等との対話において把握した株主の意見・懸念等について、必要に応じて、取締役会に報告することとしております。

(5)インサイダー情報の管理に関する方策

決算日の翌日から決算発表までの期間はサイレント期間とし、投資家の皆様との対話を制限しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
林 祐介	871,200	12.68
Cominix従業員持株会	570,841	8.31
大阪ビジネスプランニング有限公司	492,000	7.16
柳川 修一	425,600	6.19
柳川 重昌	372,000	5.41
柳川 十糸久	347,850	5.06

柳川 妙子	333,600	4.85
柳川 歩	247,050	3.59
宿 淳子	228,800	3.33
柳川 雄豊	211,850	3.08

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
寺田 義博	他の会社の出身者													
市川 直	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

寺田 義博	寺田 義博氏は、長年にわたり当社の仕入先であります住友電工ツールネット株式会社の代表取締役社長を務められました。平成24年6月に退任しております。また、寺田 義博氏の娘及び娘婿は当社の社員であります。	寺田 義博氏は、左記の通り、長年にわたり住友電工ツールネット株式会社の代表取締役社長を務められ、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレートガバナンスの強化に寄与していただくため、社外取締役として選任しております。独立性に関しましては、寺田 義博氏は長年にわたり当社の仕入先であります住友電工ツールネット株式会社の代表取締役社長を務められておりましたが、平成24年に退任後、相当期間が経過していることから、同企業からの影響は受けません。また、住友電工ツールネット株式会社は当社における事業等の意思決定に対して、親子会社・関連会社と同程度の影響を与え得る取引関係ではございませんので、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。また、寺田 義博氏の娘及び娘婿は当社の社員ですが、当該社員の役職等の重要性から判断し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。
市川 直		市川直氏は、経営者としての豊富な経験と高い見識をもとに当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレートガバナンスの強化に寄与していただくため、独立役員として選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役のみ数	5名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の監査役3名は原則、取締役会に参加し必要に応じて質疑・意見表明を行っております。また、内部監査室とは相互に適時適切な情報伝達と意見交換を行い、適正かつ効率的な監査を行っております。会計監査人とは定期的な会合を持ち、意見交換、情報の収集を行うとともに、適宜、必要な報告を求めるなど連携を密にしております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
明松 優	公認会計士													
新井 信彦	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
明松 優			明松 優氏は、公認会計士及び税理士資格を有しており、財務・会計に関する専門家の観点から取締役の職務の執行を監視していただくため社外監査役に選任しております。 また独立性に関しましては、明松 優氏は平成22年6月まで当社の顧問税理士として従事していましたが、多額の金銭その他の財産を得ていた訳ではございませんので、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。 よって、上記いずれの要件にも該当しておらず、独立役員として指定しております。
新井 信彦			新井 信彦氏は、長年にわたり企業経営に携わり、企業経営、財務および会計に精通されていることから、その経験を活かし経営の透明性と客観性のため適切な助言をいただけるものと判断し選任しております。 また独立性に関しましては、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしていることから独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 4名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役報酬内規に基づいて決定しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

当社は、取締役及び監査役の総額報酬をそれぞれ開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬、退職慰労金により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

2. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら総合的に勘案して決定するものとする。

取締役(社外取締役を除く。)が退任時に支給する退職慰労金は、役位別報酬、在任年数および在任中の功績等を踏まえて相当額の範囲で支給することを取締役会に一任する旨の株主総会の決議を経た上で、個人別の支給額を取締役会で決定するものとする。

3. 業績連動報酬の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役(社外取締役を除く。)の業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標(KPI)を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給する。目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて見直しを行うものとする。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、取締役会(5の委任を受けた代表取締役社長)は種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は定めていない。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役(社外取締役を除く。)の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分ならびに退職慰労金の額とする。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役に対する情報伝達については、常勤監査役が定期的に行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、コーポレートガバナンス体制の充実に向けて次の会社機関を設置しております。

a 取締役会

取締役会は取締役7名(うち社外取締役2名)で構成されており、原則として月1回の定例取締役会を開催しております。また、必要に応じて随時臨時取締役会を開催しております。

取締役会は、経営基本方針、経営計画、予算編成、その他重要な経営課題事項を協議決定しており、月次業績等の重要な報告も行っております。

b 監査役会

当社は会社法第328条第1項の適用を受けておりませんが、監査役会を設置しております。監査役会は、原則として月1回開催されており、監査役3名(うち社外監査役2名)で構成され、コーポレートガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常的活動の監査を行っております。社外監査役のうち1名は公認会計士・税理士であり、その専門的な観点より経営監視を実施しております。

監査役は、取締役会へ出席することにより、議事運営、決議内容を監査し、積極的に意見表明を行っております。また、内部監査室長および会計監査人である監査法人と連携しながら、法令及び社内規程の遵守状況について監査を実施しております。

常勤監査役は監査計画に従い、経営計画の遂行状況と、これを推進する経営組織の実情等を監査しております。また、重要な経営会議への出席や営業所への往査など実効性のあるモニタリングを通じて、組織の課題点を確認しております。

c 内部監査室

当社は代表取締役直轄の部署として内部監査室を設置し、定期的に内部監査を実施しております。

内部監査は、当社が定める「内部監査規程」に基づき当社及び子会社の業務運営及び財産管理の実態を調査し、諸法令、定款及び社内規程への準拠性を確認し、誤謬、脱漏、不正等の防止に寄与しております。

d 経営会議

当社は、社長、取締役、監査役、本部長、事業部長及び部長をもって構成する経営会議を設置しております。

経営会議は、原則として毎月1回開催され、取締役会に報告すべき月次業績の審議及び取締役会に諮るべき重要な経営課題の審議並びに取締役会から諮問または委託された重要な経営課題の策定を主務としております。

また、当社及び連結子会社の中期経営計画に基づき策定された「3ヶ年中期経営計画」及び、この計画を具体的に遂行するために策定された「単年度予算」の運用に関する基準と諸手続を規定し、予算編成および実績を審議しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社では、経営上の重要な事項についての意思決定を、当事業に精通した常勤取締役5名と社外取締役2名により構成される取締役会が行っております。

また、社外監査役2名を含む監査役3名により構成される監査役会を設置しており、監査役及び監査役会による経営監視を実施しております。このような体制を構築することで、当社は、経営全般の効率性とスピードの向上を図るとともに、監査役及び監査役会が効果的に監査を実施することで、経営意思決定や執行における適法性・妥当性・透明性を確保しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社では集中日を回避し株主総会を実施しております。
その他	招集通知に記載する情報は、株主総会の招集に係る取締役会決議から招集通知を発送するまでの間に、TDnetや当社ウェブサイトにより電子的に公表しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年間を通じて一定の頻度で個人投資家向け会社説明会を開催し、代表取締役社長より説明を行っております。 2021年6月実施予定分は新型コロナウイルスの影響を鑑みて中止しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年度(第4四半期)決算発表及び中間(第2四半期)決算発表後に、アナリスト・機関投資家向け決算説明会を開催し、代表取締役社長より説明を行っております。 2021年6月実施予定分は新型コロナウイルスの影響を鑑みてWEB開催となっております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、その他適時開示資料等を当社ホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署は、管理本部経営企画課であります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は業務の適正性を確保するための体制として、2010年7月21日の取締役会にて、「内部統制システムの構築に関する基本方針」を定める決議を行っており、概要は以下のとおりであります。

a取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、「企業行動規範」及び「コンプライアンス規程」を制定し、役員及び社員等が、それぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題として捉えて業務遂行にあたるよう、経営会議等を通じ研修・指導しております。また、「内部通報規程」を制定し、不正行為等の早期発見と是正を図りコンプライアンス経営の強化に努めております。

更に、当社は健全な会社経営のため、「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、反社会的勢力及び団体とは決して関わりを持たず、また不当な要求に対しては毅然とした対応を取っております。

b取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令及び当社で定める「文書管理規程」に従い、株主総会議事録、取締役会議事録、その他取締役の職務執行にかかる情報を文書又は電磁的媒体に記録するとともに、適切に保存管理し、必要に応じて保存状況の検証を行っております。

c損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「リスク管理方針」を制定し、緊急事態を予測あるいは予防するために、リスクの抽出及び特定、リスクの評価及び対策、リスクに関する教育、リスクの管理及び連絡体制などを整備しております。日々の業務におけるリスクの有無及びリスク管理方針の運用状況につき取締役会もしくは経営会議にて審議・検討しております。

d取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、業務執行に関する基本的事項及び重要事項の意思決定並びに取締役の業務執行状況の報告を行っております。

業務の運営については、中長期経営計画・各年度予算を策定し、取締役の担当職責を明確にして、具体的な目標設定・対策・立案のもと業務遂行しております。また、「組織規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」により効率的な業務遂行を行っております。

e財務報告の適正性を確保するための体制

グループ全体の財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法及び関連する規則や基準の定めに従い、「財務報告に係る内部統制の基本方針」を制定し、これに基づき適切な業務の運用に努めることにより、財務報告の信頼性を確保しております。

f当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループ各社における業務の適正性を確保するため、「企業行動規範」を制定し、事業運営上、尊重・遵守していきべき事項の共有化に努めております。

グループ各社を管轄する担当役員は、各社の業績等について定期的に報告を受け、又は必要により当社と協議する体制を整えております。

当社グループ各社のリスクの有無を監査するため、内部監査室は監査において発見された損失の危険やコンプライアンス等に関する重要事項については、取締役会に報告するとともに改善施策等について指導監督しております。

g監査役がその職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

現状においては補助すべき使用人は選任されておませんが、監査役が補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と人数、体制、独立性に関する事項等を協議し、必要な措置を講じる旨を定めております。

また、監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動・人事評価については、あらかじめ監査役に相談し、意見を求める旨を定めております。

h取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

取締役は、会社に対して著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した場合は、法令に従い、直ちに監査役に報告します。監査役は、取締役会へ出席し重要な意思決定の過程及び業務の遂行状況を把握し、また主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を検証し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めております。

iその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役が取締役及び使用人からヒアリングを行う機会を適宜確保するとともに、代表取締役、内部監査室、監査法人との定期的な情報交換会を開催しております。また、監査の実施にあたり監査役が必要と認めるときは、公認会計士・弁護士・各種コンサルタントその他の外部アドバイザーを活用し、監査業務に関する助言や支援を受ける機会を保障しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社の代表取締役社長である柳川重昌は、かねてより反社会的勢力と絶対につき合わないという信念を有しておりますので、現在までに反社会的勢力との関係は一切ありません。また、このような信念の持ち主であることから、取締役会、幹部社員会議体である経営会議や部長会議においても折に触れ、自らも注意を促しております。

具体的には、責任者を管理本部担当取締役、統括事務局を総務部と定め、以下の施策を実施しております。

- ・反社会的勢力との関係遮断を当社の基本方針として定め、取締役会で決議しております。
- ・取引開始時の取引基本契約書に反社会的勢力排除条項を導入しております。また、契約締結済みの取引先に対して、取引基本契約書に反社会的勢力排除条項を追加する覚書の締結を進めております。
- ・新規顧客との取引開始時には、外部の調査機関のデータベース「日経テレコン21」の活用による属性チェックを実施しております。
- ・外部専門機関「財団法人大阪府暴力追放推進センター」に加盟し、連携体制強化を図っております。
- ・社内に対応部署（総務部）を設置しております。
- ・反社会的勢力による不当要求の対応マニュアルを策定しております。

この結果、特に営業部門の新規顧客との取引開始時には、取引先等から得られる風評を必ず収集するよう営業姿勢が確立しております。また、警察署や関係機関により開催される反社会的勢力に関するセミナー等には、代表取締役社長 柳川重昌をはじめとする役員、管理関係部署の社員を中心に積極的に参加しており、意識の徹底とともに情報収集にも努めております。

万一に備えて、所管の大阪府南警察署の相談窓口との関係強化や顧問弁護士のシミュレーションを通じた緊急体制の構築を実施しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

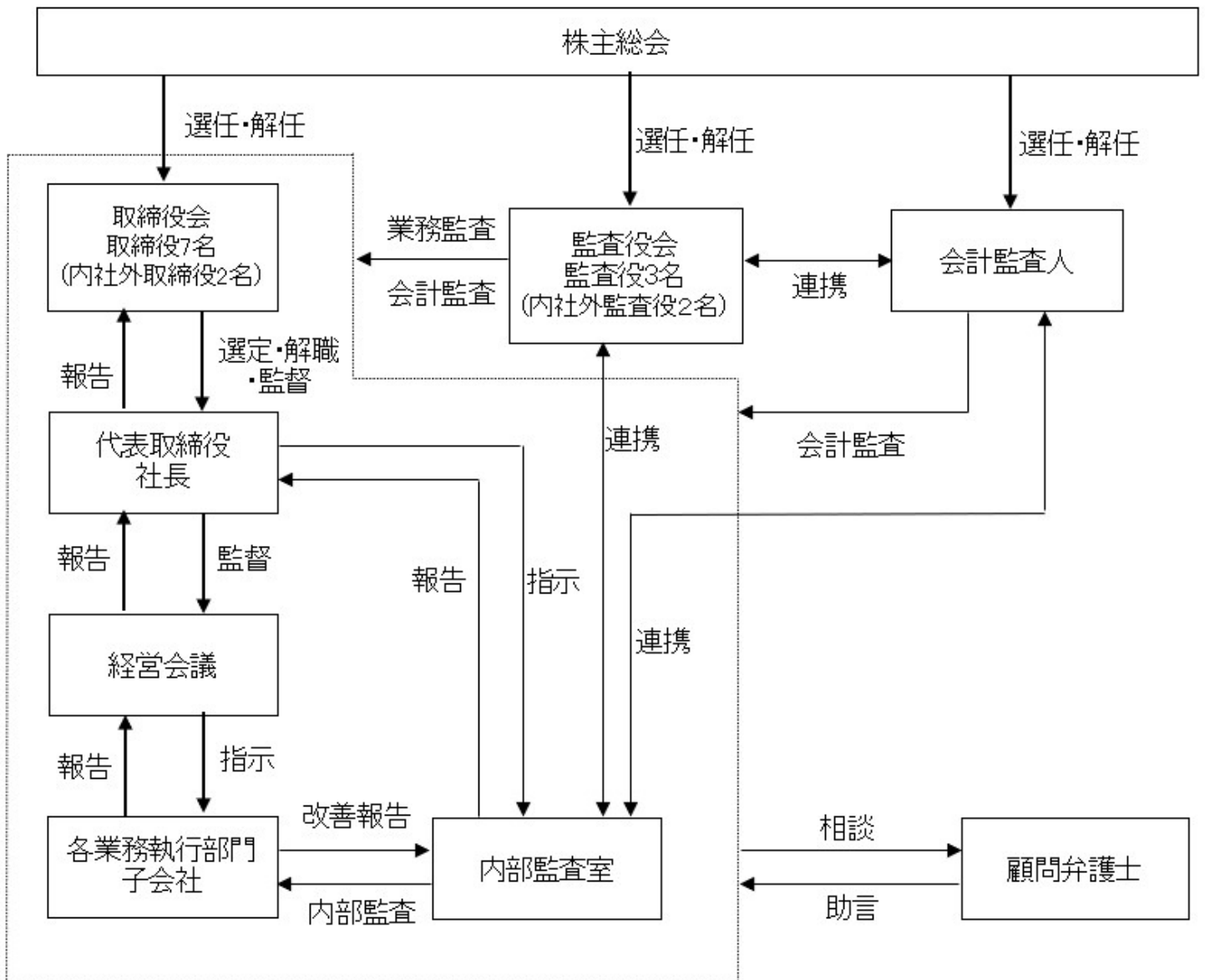
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

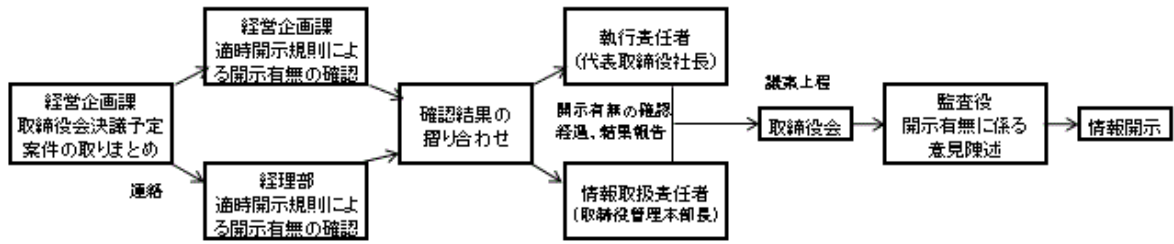
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【コーポレートガバナンス体制(模式図)】

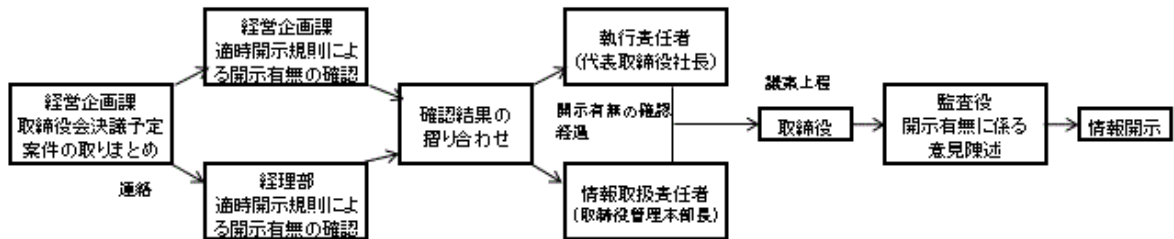


【適時開示体制(模式図)】

<当社に係る決定事実・決算に関する情報等>



<子会社の決定事実に関する情報等>



<当社グループに係る発生事実にに関する情報等>

